

お子さまのスマートフォンにフィルタリングしてありますか？

～フィルタリング手続きの厳格化からまもなく4年～

SNSを利用して犯罪被害に遭う青少年の多くが、フィルタリングを利用していないことから、福井県青少年愛護条例により、青少年が使用するスマートフォン等の契約時のフィルタリング手続きが厳格化されています。(令和元年7月1日施行)

有害情報サイトの中でも、出会い系サイトを利用して未成年がトラブルに巻き込まれるケースが多数発生しています。お子様が被害にあわないためにも、今一度ご確認をお願いします。

保護者・事業者のみなさまへ



販売店



①青少年確認

契約締結者、携帯電話端末の使用者（締結者が成人の場合）が18歳未満が確認します。

②フィルタリング説明

・青少年有害情報を閲覧する恐れ
・フィルタリングの必要性・内容を書面等で説明します。

③フィルタリングソフトウェアや

OSの設定

販売時にフィルタリングを使えるようにします。

フィルタリングについて
よく説明します！



保護者

①18歳未満が使用者である旨を申し出ましょう。

②フィルタリングの説明を受けましょう。

③フィルタリングを使えるようにしてもらいましょう。

※フィルタリングを利用しない場合は、福井県青少年愛護条例により、理由を記載した書面等の提出が必要です。

○携帯電話の新規契約または機種変更などをする場合、以下の対応が義務化されています。

携帯電話会社等

青少年または保護者に対し、有害情報を閲覧する恐れ、フィルタリングの必要性・内容などについて説明した上、書面を交付する

保護者

携帯電話会社等が提供するフィルタリングサービスなどを希望しない場合、理由を記載した書面を提出する



＜参考＞

大人の責任で、フィルタリングを利用し
子どもたちを被害から守りましょう



・福井県青少年愛護条例および同施行規則の一部改正（福井県 HP）
<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenan/h31jyorei.html>